

令和２年度災害時外国人住民支援事業 業務委託仕様書

1. 事業名 令和２年度災害時外国人住民支援事業

2. 事業の趣旨・目的

南海トラフ地震の発生による甚大な被害が想定される中、外国人住民の多くは、災害の経験や知識に乏しく、多言語による防災情報の提供も十分でないため、災害弱者の立場におかれている。三重県は他県と比べて、人口に占める外国人住民の割合が高く、防災や減災を考える上で、外国人住民への一定の支援が必要である。

こうしたことから、災害時には外国人住民特有の背景に配慮した対応や支援が必要であることを防災関係機関や地域住民が理解しておくことが必要であり、大災害時に実践的に外国人支援活動ができる人材を育成するため、連続講座として災害時語学サポーター養成研修を実施する。

また、災害時の外国人住民への支援体制づくりのため、地域住民や市町及び市町国際交流協会等とのネットワークの構築に取り組む。

3. 業務内容

(1) 災害時語学サポーター養成研修の企画・運営

- ・基本的な災害に関する知識、災害時の外国人支援に関する知識及び多言語支援の役割・機能を学ぶ研修を実施し、各市町の避難所やみえ災害時多言語支援センターなどで活動できる人材を育成する研修を企画・運営すること。
- ・ポルトガル語、ベトナム語、中国語、フィリピン語、スペイン語、英語、やさしい日本語を含む７言語以上の災害時語学サポーターを育成するための実践的な研修を、各言語１５時間以上で３回程度に分けて実施すること。
- ・県が作成した「避難所情報伝達キット」を活用した研修内容を含むこと。
- ・受講対象者は、日本語と研修対象となるポルトガル語、ベトナム語、中国語、フィリピン語、スペイン語、英語、やさしい日本語を含む７言語以上のいずれかを通訳・翻訳が可能な者、やさしい日本語は外国人支援に理解のある者で国籍は問わない。
- ・各言語５名程度、計４０名程度の受講者を確保すること。
- ・受講者には県が別途指定する項目を含むアンケートを実施すること。

(2) 災害時の外国人支援のための図上訓練の企画・運営

- ・大規模災害時を想定し、１回以上実施すること。
- ・災害時語学サポーター養成研修修了者３０名以上が参加するように努めること。
- ・地域住民や市町及び市町国際交流協会等とのネットワークの構築に寄与するとともに、県の災害時外国人支援のためのマニュアルの検証に活用できる訓練内容とすること。

(3) 避難所情報伝達キット（以下「キット」という）の普及および改善に向けた意見収集

・言語や文化の違い等から避難所で起こりがちな問題の防止や被災者のストレス軽減を目的に、多言語表示やピクトグラム（絵表示）、多言語用語集などが入っている、県が作成したキット（別添写真参照）を市町に普及するため、キットの貸出業務を行うこと。

・（１）および（２）の事業実施などを通じて、キットの改善に向けた意見の収集を行うこと。

・市町、市町国際交流協会、NPO、企業、災害時語学サポーター等へキットを貸し出し、普及を図ること。貸出の際はアンケートを添付し、感想や意見を取りまとめ、県へ提出すること。

・キットの内訳

フルセット 2セット

市販の消耗品を除いたセット

4セット



4. 委託期間 契約日から令和3年3月19日（金）まで

5. 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として、みえ県民交流センター（津市、アスト津）内とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書および仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

6. 納品する成果品

委託期間終了の日までに、業務完了報告書（様式任意、A4版・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けること。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- ・ 委託業務の実施内容
- ・ 委託業務の具体的な成果
- ・ 事業効果の検証
- ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7. その他

(1) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(2) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

①契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする

ウ 発注所属に報告すること

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと

②上記①イまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(3) 個人情報保護について

契約の履行にあたっては、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第2項の規定を遵守するものとする。

なお、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。

（4）特記事項

本業務を受託する事業者は、委託業務の実施上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。委託契約が解除及び完了した後も同様とする。